

2012年11月19日

No.12005

お客様各位

リチウムイオン電池およびリチウム金属電池の航空輸送規則変更について

平素より JALCARGO をご利用いただき、ありがとうございます。

さて、ICAO 技術指針(TI2013-2014 年版)の改定に伴い、航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示が改正され 2013 年 1 月 1 日に施行されます。また既に発行されている IATA 危険物規則書第 54 版(DGR)においても、その規則改正に沿った取扱いが記載されております。

つきましては、弊社における取扱いといたしまして、下記の通りとさせていただきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更日 ; 2013 年 1 月 1 日 (月) 受託分より

2. 変更内容 ;

添付①「リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセル及び組電池の取り扱い一覧表(UN3480,UN3481)」および添付②「リチウム金属またはリチウム合金のセル及び組電池の取り扱い一覧表(UN3090,UN3091)」を参照願います。

特に包装基準 965 および 968 は、Section II の制限が変更になり Section IB と Section II へ変更になっております。

※詳細につきましては、IATA 危険物規則書第 54 版に基づきご対応願います。

3. Section IB 輸送時の注意点 ;

(1) 貨物運送状への記載事項(書類要件)

添付①、②の Section IB 欄を参照願います。なお、弊社においては貨物運送状への記載事項(書類要件)について、危険物申告書の代用も可としております。(添付③「危険物申告書記載例 PI 965/Section IB」および添付④「危険物申告書記載例 PI 968/Section IB」を参照願います)

(2) ラベルおよびマーキング

分類 9 の危険物ラベルに加えリチウム電池取扱いラベルの貼付が必要になり、また、DGR 第 7 章の要件に従った危険物としてのマーキングが必要になります。

(3) ULD 単位での搬入

不可となります。小口での搬入をお願いいたします。

(4) 運賃・品目

運賃種別は『1.一般』、品目コードは『3C』をお願いいたします。

以上

添付①;「リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセル及び組電池の取り扱い一覧表(UN3480,UN3481)」

添付②;「リチウム金属またはリチウム合金のセル及び組電池の取り扱い一覧表(UN3090,UN3091)」

添付③;「危険物申告書記載例 PI 965/Section IB」

添付④;「危険物申告書記載例 PI 968/Section IB」